

## 2023 年度 ひとのわ子ども助成支援制度 助成金募集要項

公益財団法人 ひとのわ協会

公益財団法人ひとのわ協会では、ひとのわ子ども助成支援制度に基く、以下の助成金支給を行ってまいります。これをもって、子どもたちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことができる機会と環境づくりに寄与してまいります。

項目	内容
1 対象事業	(1) 子ども食堂運営事業 (2) 子どもの学習支援運営事業 (3) 子どもの体験活動及び実習事業 (4) その他、子どもの支援に関し必要と認められる事業
2 対象者	以下のすべてを満たす団体及び個人とします。 (1) 日本国内で対象事業を行っている。 (2) 事業実施地域の住民が運営に携わり、人員が確保できること。 (3) 対象事業参加者の費用負担が無料又は実費程度のものであること。 (4) 安全面・衛生面に適切な配慮がなされていること。 (5) 参加者の個人情報適切に管理されていること。 (6) 地域への適切な周知、参加を促す取組を行えること。
3 助成金額、支給日	1 件あたり 50 万円、年間総額 500 万円を限度として、別表の金額を支給いたします。 助成金は、2023 年 9 月中旬に指定口座への振込支給といたします。
4 応募の手続	下記の書類を本財団に提出してください。 (1) 交付申請書（所定様式） (2) 助成事業計画書（所定様式） (3) 事業収支計画書（所定様式） (4) 定款又は会則（団体のみ） (5) 活動実績が分かる書類（概ね 6 か月以内の写真・チラシ・パンフ・ポスター） (6) その他必要と認められる書類 応募書類は、採否に関わらず返却いたしません。

5 募集期間	2023年7月1日～7月31日 2023年7月31日までに本財団に到着するよう郵送してください。持参による直接の応募は受け付けておりません。
6 選考・決定	2023年8月20日～8月31日において、本財団の選考委員会による書類選考を行い、理事会が決定します。
7 結果通知	2023年9月上旬に本会理事長より、書面にて通知いたします。 選考の経過及び決定の理由等はお答えいたしません。
8 取消し、中止、返還	助成対象者が以下に該当する場合は、助成金の支給決定の取り消し、支給の中止、又は助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができます。 (1) 助成金を他の用途へ使用したとき。 (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき (4) その他不正の行為があると認められたとき。
9 助成対象者の義務	助成対象者は、活動終了後1か月以内に活動成果・支出金額等について記載した「完了報告書」を提出いただきます。
10 その他	助成金の支給実績に係る情報等（個人情報を除く）を本財団ホームページにて公表いたします。

## 別表

助成金額（年額／件）

（円）

実施内容／回数	月1回	月2回	月3回	月4回以上
食堂運営	60,000	120,000	180,000	240,000
学習支援	120,000	240,000	360,000	480,000
体験活動実習	120,000	240,000	360,000	480,000